

豊中市保育士・保育所支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市での質の高い保育人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の24第1項に規定する保育士・保育所支援センターをいう。以下「保保セン」という。）で行う保育士資格を有する又は取得する見込みの者であって、保育士として就業していない者の就職促進や保育所、認定こども園等における潜在保育士活用支援等の事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)保育所等 次のアからキまでに掲げる施設のうち、豊中市内に施設を有するものをいう。

ア 法第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第4項に規定する保育機能施設

ウ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園

エ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

オ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

カ 豊中市家庭保育所制度実施要綱第2条第1項第1号に規定する家庭保育所

キ 豊中市庄内及び北部一時保育事業実施要綱第2条に規定する施設

(2)民間施設等 保育所等のうち国、都道府県及び市町村以外の者が設置するものをいう。

(3)保育士等 法第18条の4に規定する保育士又は認定こども園法第15条第1項に規定する保育教諭をいう。

(4)潜在保育士 保育士資格を有する者であって、保育士等として就業していない者をいう。

(事業主体及び実施場所)

第3条 事業の実施主体は豊中市とし、事業を行うにあたり、こども未来部こども事業課において保保センとしての機能を担うものとする。

(事業内容等)

第4条 保保センは第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業（以下、「保保セン事業」という。）を行う。

(1) 保育に関する業務への関心を高めるための広報

(2) 保育所等に新たに就職を希望する者（以下、「求職者」という。）又は保育所等に勤務する保育士等からの保育所等への就職に関する相談及び支援

(3) 豊中市無料職業紹介事業運営要綱第2条第2号に規定する豊中しごと・

くらしセンター（以下、「しごとセンター」という。）との連携による、求職者への就職先の紹介及び保育所等との調整

- (4) 保育所等に勤務する保育士等の就業継続や離職後の再就職のための支援
 - (5) 公共職業安定所他、関係機関との連携による潜在保育士の就職促進
 - (6) 保育所等のうち、とよなか保育士助成金交付要綱（令和元年6月1日施行）で規定する施設へ新たに就職する保育士等を対象とした助成金の交付
 - (7) その他前各号に掲げる事業を実施するために必要な事業
- 2 保保センが事業対象とする職種は保育士等とし、その雇用形態は問わないものとする。ただし、保育所等の求人需要に応じ市長が必要と認めるときは、幼稚園教諭、保育補助者、給食調理員、用務員、技能職員、栄養士及び看護師についても対象とすることができる。
- 3 保保セン事業には、保育士等就職支援コーディネーター（保育士資格を有し、保育経験が豊富であり、保育への就労に関する様々な相談に対応できる者をいう。）を配置することができる。

（秘密の保持及び職員の守秘義務）

第5条 保保セン事業の実施に携わる者は、個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的外で他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、保保セン事業の実施に係る個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第44号）その他法令等に定めるところによるものとする。

（責任）

第6条 保保セン事業は、同事業を活用して保育士等の紹介を希望する市内の保育所等の設置者及び求職者に対し、紹介・就労を保証するものではない。

- 2 保保センは、保保セン事業に係る求職者又は保育所等からの苦情等に対し、迅速かつ適切に対応するものとする。ただし、紹介後の保育所等の労働条件などについて、当事者間で問題が生じた場合、保保セン及びしごとセンターはその責任を負わない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。